

(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る  
判定願添付資料の追加説明資料

令和元年12月  
アイリスパートナーズ株式会社

## 【太陽と緑の道の付替えの経緯】

自然歩道「太陽と緑の道」は、昭和47年、神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定され、その後、平成23年に再整備されています。

六甲山から帝釈・丹生山、そして雌岡山まで、北区・西区の太陽と緑豊かな地域を中心としたハイキングコース（コースNo.2～27まで区分。No.1は平成26年4月1日に廃止され、欠番となっている。）で、現在、総延長は約167kmとなっています。

当該区間は、コースNo.3 “道場南口～二郎～有野台団地” の一部となっています。

なお、太陽と緑の道では、コースNo.3に限らずコースの一部は車道やサイクリング道となっている箇所があります。

自然歩道「太陽と緑の道」コースNo. 3 道場南口～二郎～有野台団地（約8.0km）

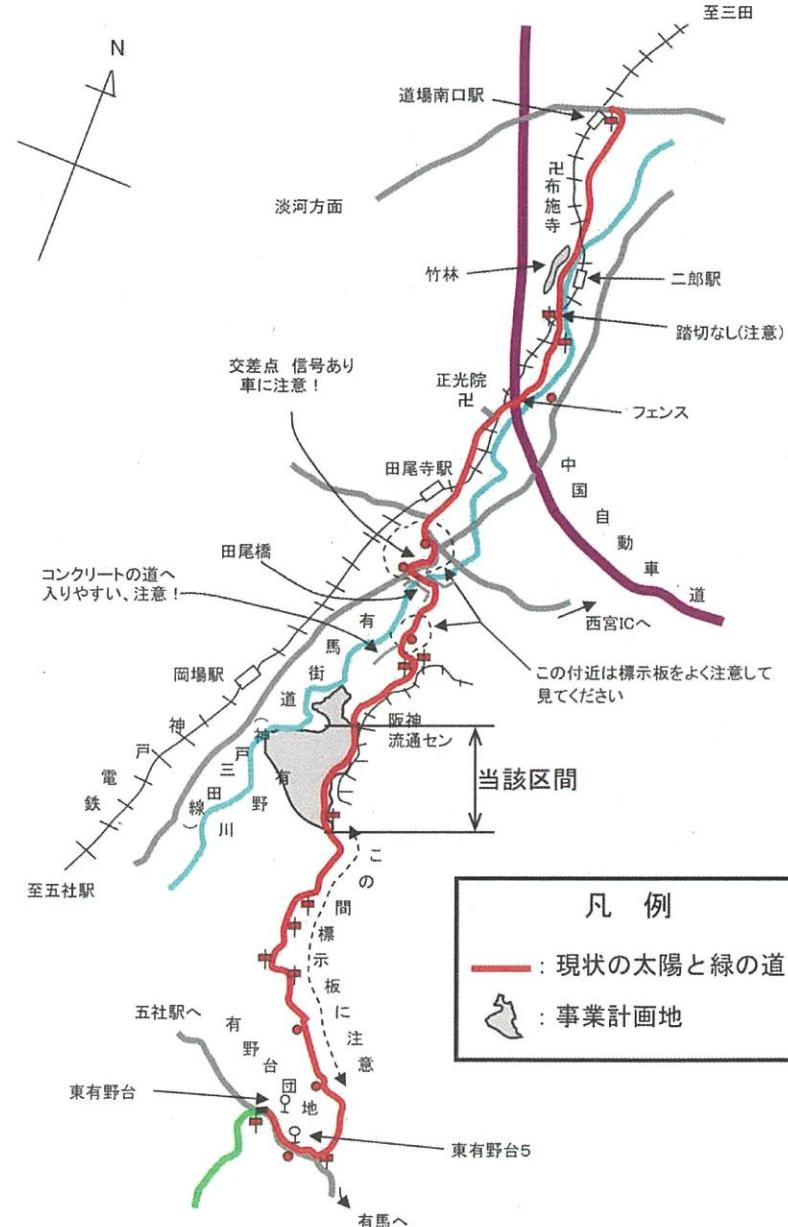


図1 現状の太陽と緑の道概略図

当該区間は神戸市の所有ではなく民間所有であり、例外的に民有地のまま神戸市が道路指定した上で、管理しています。

このような現状を踏まえて、本事業における当該区間の計画を検討しました。

### (1) 当初案(現状の太陽と緑の道を拡幅する案)

まず、事業計画の当初案として以下の案を提示して、神戸市の道路部局及び太陽と緑の道の指定部局（以下「指定部局」という。）と協議を開始しました。

①太陽と緑の道を現状のまま残す。

②太陽と緑の道の土地は神戸市に帰属させる。

③現状と同様に指定部局が管理者となる。

これに対し、道路部局から現状の太陽と緑の道の道路幅が4.0m以下のところもあることから、「道路部局としては市への帰属を受け入れられない、つまり公道とすることはできない。」との考えが示されました。また、指定部局からは、現在の状況すなわち「民有地のまま神戸市が道路指定した上で管理する」ことは、例外的な状況であり、公道ではなく民有地のまま現位置で存続させるのであれば、事業者の自主管理にする必要があるとの回答がありました。

しかし、現状において安全上や防犯上の問題もあることから、当該区間の太陽と緑の道が神戸市への帰属が可能なように、本事業において現状の位置で幅4.0mに拡幅した上で歩道として整備し、市へ帰属後つまり市の公道とした後、市の管理となるように関係課と協議を行いました。

このときの検討図面(平面図と断面図)を図2に示します。

これに対し、道路部局は、道路幅を4.0mと整備することで、市への帰属は可能であるとの回答でしたが、図2で示した太陽と緑の道は、協議において、「両側が事業開発地(西側が本事業地、東側が阪神流通センター)の法面であり、尾根筋を歩くような危険な道となるのではないか」との意見がなされました。このため、事業者として利用者の安全確保等について総合的に判断した結果、この案は不適当であるとの結論に至りました。

そこで、新たに太陽と緑の道を付替えることを道路部局及び指定部局に打診したところ、「現位置にこだわらず付替えることについて特段異論はない。」との意見をいただきました。

以上の流れを受けて、新たに太陽と緑の道を付け替えることで検討し、協議を行うこととしました。

### (2) 修正案(現状の太陽と緑の道を付け替える案)

事業者は付替え後のルートとして、現状の里道や本事業計画における開発道路等を利用した最短ルートによる考え方で、現事業計画に示す太陽と緑の道の付替えルート案を作成し関係課との協議を行いました。（図3参照）

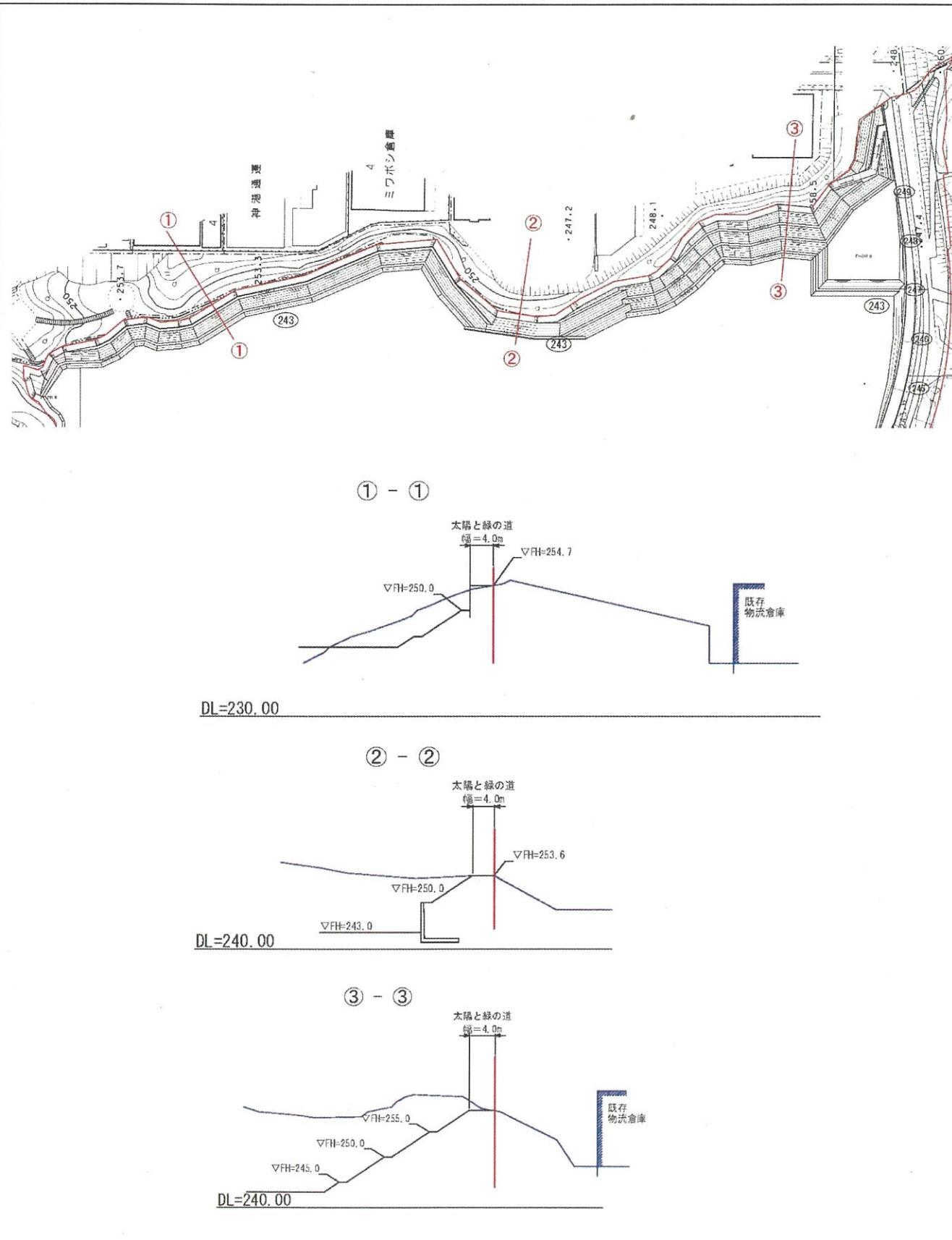


図2 現位置で幅4.0mに拡幅し整備した場合の検討図(平面図、断面図)

道路部局との協議において、「太陽と緑の道の起終点を、本事業で整備を予定している都市計画道路有野藤原線、開発道路（開発終了後市に帰属）及び現状の里道を利用するルートに付替えするのであれば、帰属を受け入れる、すなわち市の公道とすることができる。」旨の回答を得るに至りました。

一方、指定部局に太陽と緑の道の付替えルートとして図3を示し、道路部局との擦り合せた結果を示し協議したところ、「本事業において新たに整備する歩道が公道になるのであれば公道になった時点において太陽と緑の道として指定する。」との回答が得られました。

以上の結果、本事業により、事業計画に示したように太陽と緑の道を付け替え、市への帰属の後、太陽と緑の道として指定される見込みです。

### (3) 「太陽と緑の道の付替え」と「ギンランの生育地の保全」との関係について

ギンランは、□に生育していることから、□した場合、ギンランの生育地を保全することができないこととなります。太陽と緑の道を付替えることにより、結果として生育地の開発の回避とともにギンランの生育地を保全することができることになりました。

付替えの結果、現在の太陽と緑の道は利用されなくなりますが、年1回程度の草刈りを継続することにより、競合種の繁茂を抑制して生育環境の修復・代償措置を講じます。

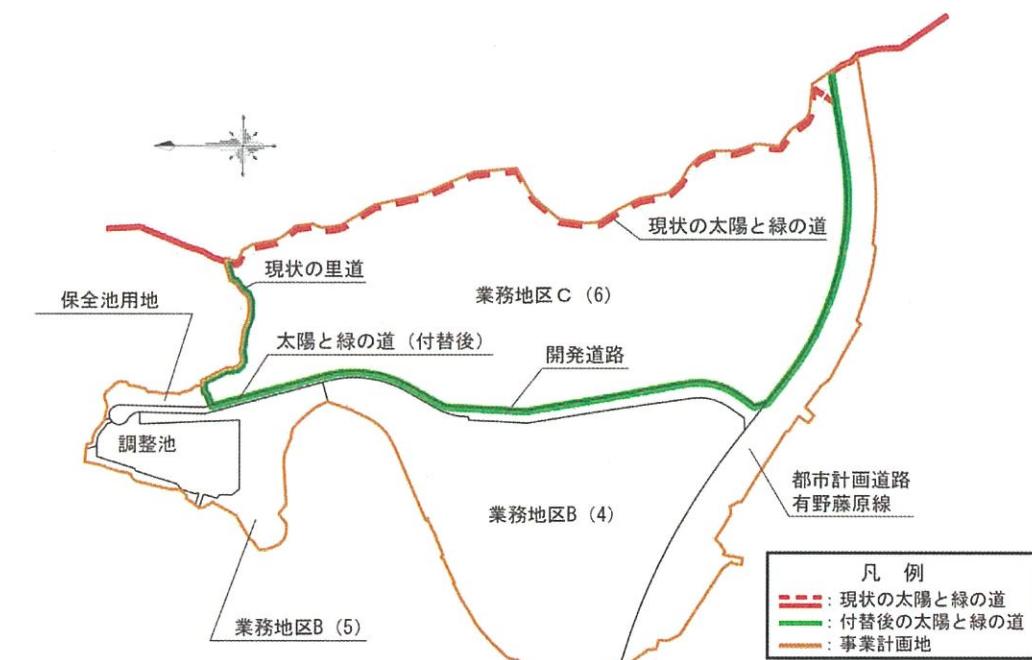


図3 付替え後の太陽と緑の道のルート

### 【交通検討】

#### 1. 事業所数を使用した理由

本事業において想定される主な入居テナントは事業者間同士の流通を行う事業者です。

#### 2. 10km圏内を使用した理由

事業者として経験的に配送車が利用する限界距離として10kmとしました。

また、事業計画地周辺の物流事業者にヒアリングをした結果、においても、配送車等が利用する限界距離は10kmとのことでした。

事業計画地より10km圏内（現状提出のもの）

方向別	配分事業所数	比率(%)
ST-1方向	3,172	49.3 ≈ 50.0
ST-2方向	1,762	27.4 ≈ 25.0
ST-3方向	262	4.1 ≈ 5.0
ST-4方向	1,239	19.3 ≈ 20.0
総数	6,435	100.0

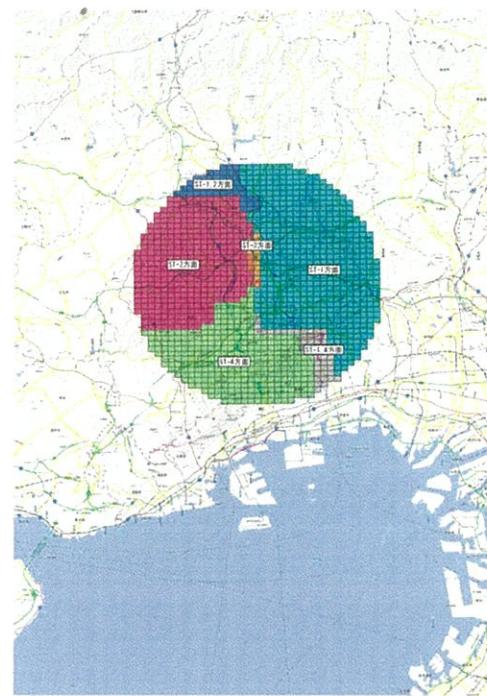


図4 10km圏内車両運行分配図

前回の審査会におきまして、「本施設から10km圏内の事業所数を交通量予測のベースとした理由が不明瞭であり、交通量予測では、神戸市内方面(ST-4方向)に向かう車両台数が過小評価となっている可能性が否定できない。」とのご指摘がありました。これについて、参考までに範囲を20km圏（東は尼崎市、西は神戸市須磨区の市街地範囲を含む）まで広げた事業所数でも同様に交通量配分し騒音予測を行いました。

事業計画地より20km圏内の事業所数と配分

方向別	配分事業所数	比率(%)
ST-1方向	51,250	45.1 ≈ 45.0
ST-2方向	3,561	3.1 ≈ 3.0
ST-3方向	262	0.2 ≈ 1.0
ST-4方向	58,677	51.6 ≈ 51.0
総数	113,749	100.0

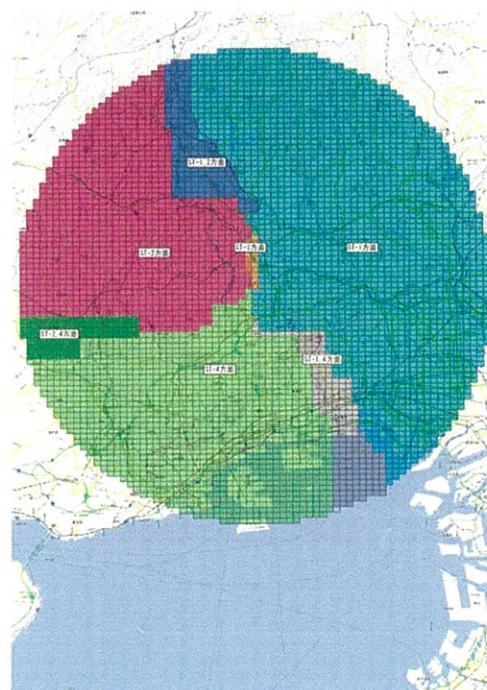


図5 20km圏内車両運行分配図

10km圏内と20km圏内の事業所数における方向別の台数には差は出ますが、騒音の予測結果において、施設関係車両の走行による騒音の影響は、現況において環境基準を超過しているST-1の昼間及び夜間、ST-3の夜間以外は、昼間、夜間とも環境基準を下回ると予測され、ST-3については現況非悪化であると考えられます。

また、10km圏内の場合と20km圏内の場合の騒音レベルの予測結果の比較では、ST-4において昼間、夜間とも1dB増加しますが、その他の地点につきましては、騒音レベルは同じか下がるものと考えられます。

表1 10km圏内及び20km圏内による車両配分台数

方向別	想定範囲	施設入台数		施設出台数			単位：台	
		大型車類		小型車類	大型車類			
		輸送車	配送車		輸送車	配送車		
ST-1	10km	810	608	453	810	608	453	
	20km	810	548	408	810	546	405	
ST-2	10km	-	310	231	-	309	233	
	20km	-	36	26	-	39	27	
ST-3	10km	-	62	49	-	63	46	
	20km	-	11	7	-	13	6	
ST-4	10km	-	234	172	-	234	173	
	20km	-	619	464	-	616	467	
合計	-	810	1,214	905	810	1,214	905	

表2 事業計画地より10km圏内及び20km圏内による配分での騒音レベル

方向別	騒音レベル(dB)					
	昼間			夜間		
	現況	10km圏内	20km圏内	現況	10km圏内	20km圏内
ST-1方向	67*	69	69	61*	63	63
ST-2方向	59	60	59	51	54	52
ST-3方向	69	69	69	66	66	66
ST-4方向	69	69	70	63	64	65

注1：「\*」は現道上下2車線道路における測定結果を示す。

注2：環境基準ST-1は昼間65dB、夜間60dB その他の地点は昼間70dB、夜間65dB

これらの結果から、配送を行う範囲を10km圏内と20km圏内とした場合であっても騒音予測レベルに大きな差はみられず、10km圏内での事業所割合における交通配分は想定される車両走行の状況を満たすものと考えています。

このことから、前回審査会において示しました環境保全措置を確実に実施することで、騒音に対する事業による影響を可能な限り低減していく考えです。

## 【景観検討】

### 1. 建築物の塗色の検討

#### ①建築物基調色の検討

建築物の基調色は、大規模な建築物で使用されている基調色を3色に絞り検討を行いました。

##### グレー系淡色

物流施設において比較的よく使用されている色調で、神戸複合産業団地などの物流倉庫群の多くで良く用いられている。

(神戸複合産業団地内物流施設)

事例



##### クリーム系淡色

神戸港や大規模な工場の外壁でよく用いられている色調で、明るく清潔感がある色調となっている。

(西神工業団地内工場)



##### ブラウン系淡色

温かみが感じられるということで、住居系の大規模建築物でよく用いられる系統の色調である。

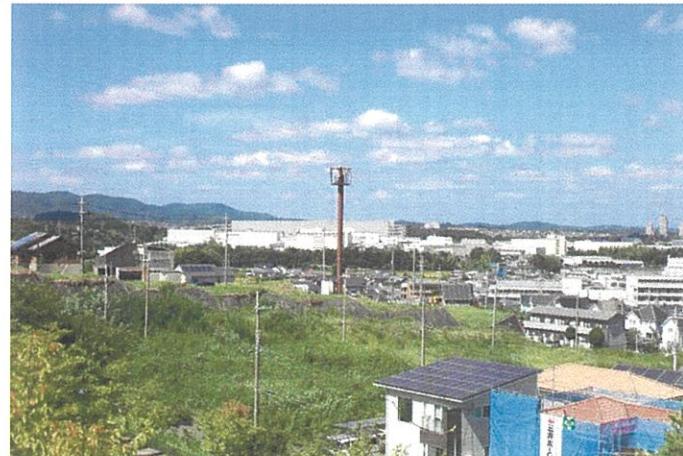
(藤原台北町内大規模住宅)



西側視点

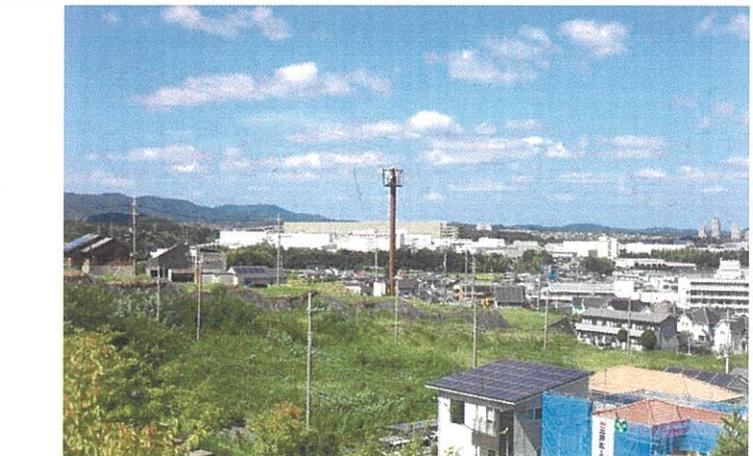


東側視点



色合いとしては無機質に近くはなるものの、晴天であっても曇天であっても周辺の風景への溶け込みが良く、建物の重量感は感じにくい。

明るく清潔でしゃれた感じがあり、市内においても使用されることの多い色調ではあるが、日差しが強いと光の反射により周辺の緑や流通施設群を考慮すると、コントラストが大きく計画建物が浮き出たものとなりスカイラインや周辺の景観との状況を分断したものとなる。



色合いとしては温かみがあり、落ち着いた感じはあるものの、周辺の緑や流通施設群を考慮すると、空とのコントラストが大きく計画建物が浮き出たものとなり、スカイラインや周辺の景観との状況を分断したものとなる。

比較検討した結果、建物の外壁は高明度・低彩度を基本に、どのような空色にも対応できる一般的に嗜好性が高いものとし、高い壁が建つことで生まれる圧迫感が軽減でき背景に溶け込むようなグレー系淡色としました。

## ②複数色による圧迫感緩和の検討

倉庫等の建築物は、一般に規模が大きく、単調な箱型の形態となります。大きな面積で単調な壁面は、威圧感、圧迫感につながるため、近距離からの視点において、建築物の圧迫感を緩和するため、壁面を分節化することにより変化をつけ、親近感や快適性を増す工夫が必要と考えました。

### 事例



千葉県流山市の大規模物流施設群のうちの1棟で、建物の圧迫感を緩和するため、建物の中下段は基調色と同系統の濃い色で分節されている。

### A案

建築物の外壁の下部2/3をアースカラーのグリーン系淡色とした場合



建物の壁面の色合いを外壁の下部2/3に分節化した。

単一色に比べ威圧感は低減しているものの、建物の下部のアースカラーの面積が大きく、近距離からの視点においては威圧感を感じる。

### B案

建築物の外壁の1/2をアースカラーのグリーン系淡色とした場合



建物の壁面の色合いを半分に分節化した。

A案に比べ威圧感は低減しているものの、まだ、近距離からの視点においては威圧感を感じる。

### C案

建築物の外壁を1/3づつをグラデーションのアースカラーのグリーン系淡色とした場合



建物の壁面の色合いを1/3づつ分節化した。

近距離からの視点において威圧感はA案、B案より軽減しており、植栽や緑化壁面を施工した際には最も調和するものと考える。

A案、B案、C案を比較検討した結果、近距離からの視点において、建築物の圧迫感を緩和するため、事例を参考に建築物の外壁を1/3づつに分節化した場合、法面の緑や20年後の壁面緑化を想定すると、緑が連続するC案を採用することとしました。

## 2. 建築物上層部の緑化の検討

審査会委員のご意見として、建築物の上部への緑化についてエネルギー使用の観点からのご意見があり、緑化の検討を行いました。

検討の結果、建物の大半は空調設備が不要な倉庫部分でありエネルギー使用量は少ないものと考えますが、建築物を環境性能で評価するCASBEE神戸の総合評価Aランクを取得できる建築物とします。

また、建築物の高さが業務地区Bで30.1m、業務地区Cで43.025mであり、これらの建築物の上部に緑化を施工した場合、台風などの災害時に緑化樹の枝折れ等が発生し、道路や阪神流通業務団地等の周辺施設に対し樹木片の落下等危険が生じる可能性があることから施工しないことと判断しました。

なお、壁面緑化には「神戸らしい緑化ガイドライン」をもとにティカカズラやカラライナジャスミン等の樹種を考えています。

## 【カスミサンショウウオの背後地等の検討】

### 1. これまでの検討(文献)と結果

カスミサンショウウオに関する文献を更に収集し、その中から生息範囲についての記載がある以下の文献を確認しました。

表3 サンショウウオ生息範囲文献一覧

No.	文献名	年	著者等	備考
1	愛知県レッドデータブック2009	2009	愛知県	生息範囲100~300mの記載あり
2	水田放棄がカスミサンショウウオの生息における影響と生息場所修復の可能性	2002	夏原由博 三好 文 森本幸裕	
3	大阪府と滋賀県におけるカスミサンショウウオの生息地の連続性の評価	2003	三好 文 夏原由博	
4	日本の重要な両生類・は虫類の分布	1982	環境庁	
5	Sytematic status of <i>Hynobius tokyoensis</i> from Aichi Prefecture, Japan	2001	M. Matui K. Nishikawa S. Tanabe Y. Misawa	
6	トウキョウサンショウウオは生き残れるか?	1999	草野 保	
7	野生生物保全技術	2003	佐藤正孝 新里達也	2,430m <sup>2</sup> の閉鎖空間に1繁殖期に780個体を確認(3.1m <sup>2</sup> /1個体)
全文献が最終的には近縁種のトウキョウサンショウウオの以下の文献に記載された100~300mの生息範囲に由来しており、カスミサンショウウオの生息範囲を記載した文献は確認できていない。				
※	Dispersal of the Salamander <i>Hynobius nebulosus tokyoensis</i>	1984	T. Kusano K. Miyashita	

### まとめ

上記の文献内容を確認し、引用文献についても収集し確認しましたが、カスミサンショウウオの近縁種である止水性のトウキョウサンショウウオについては、カスミサンショウウオ以上に研究が進んでおり、上記で示した「Dispersal of the Salamander」の「*Hynobius nebulosus tokyoensis*」において、右図の調査結果が示されている。この結果から、トウキョウサンショウウオの生息範囲は100~300mと言及されています。

また、カスミサンショウウオの背後林の面積に言及した内容は、野生生物保全技術において、2,430m<sup>2</sup>の閉鎖空間に1繁殖期に780個体を確認されたとあり、成体に排他性がある場合には1個体あたり3.1m<sup>2</sup>という記述だけでした。

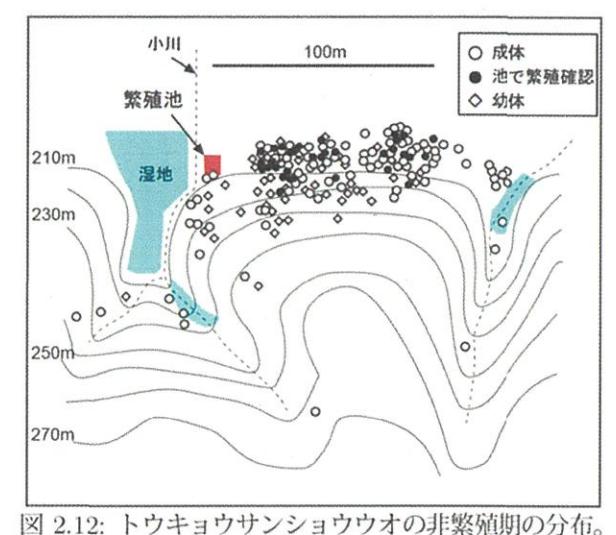
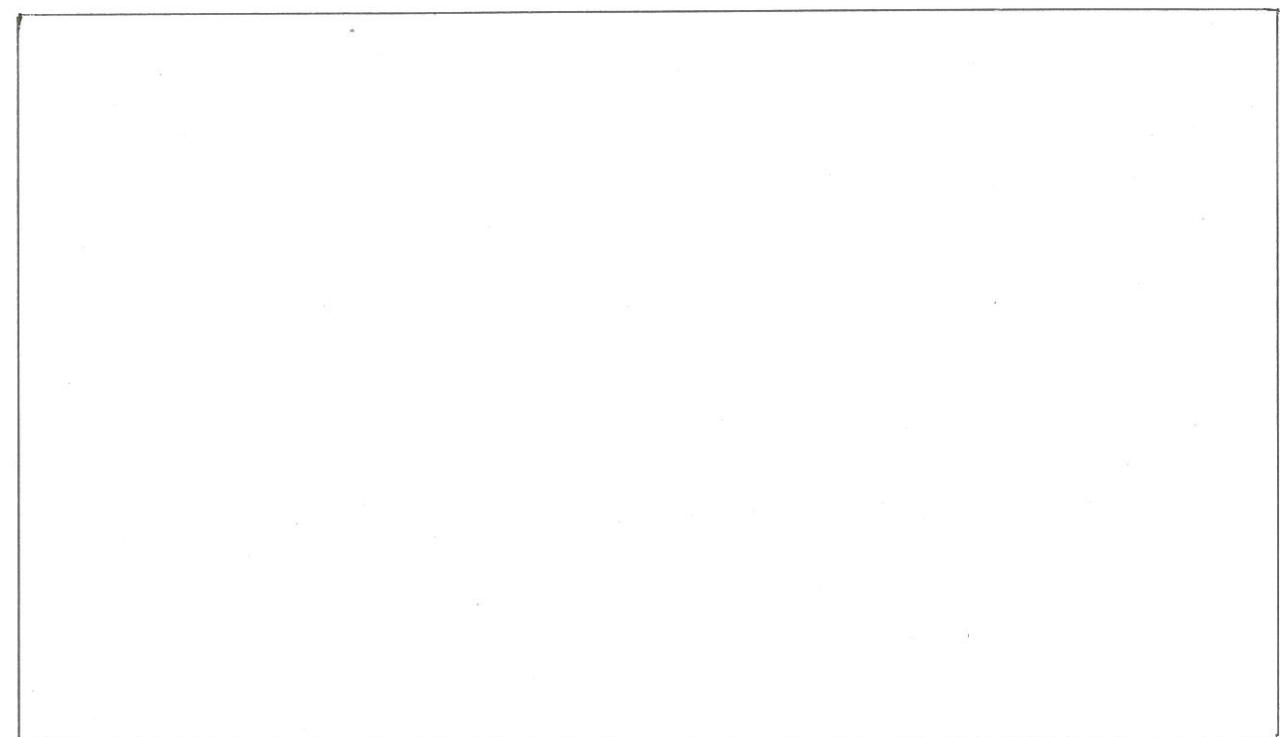
以上から本事業の背後林について、前回資料に示した100~300mの範囲と約7,000m<sup>2</sup>の後背林があることから、生息範囲として有効であると考えています。

## 2. 三重県環境保全事業団の事例

一般財団法人三重県環境保全事業団では、自社研究施設として、事業所内に平成11年からカスミサンショウウオ保全を目的としたビオトープを設置していましたが、設置において後背林の面積についての検討は行われていませんでした。ビオトープの面積は600m<sup>2</sup>で、周囲にはビオトープ設置前から排水用にU字溝が設置されました。その中に直径4~5mの水深0.1~0.3mの浅い水溜まり（産卵池）が3つ（合計約45m<sup>2</sup>）あり、水溜まりを中心とした範囲（300m<sup>2</sup>弱）の周囲を保全ゾーンとし、カスミサンショウウオの外敵の侵入をできるだけ防ぐため、0.5mの高さでプラスチック製の侵入防止柵を設置しており、のことによりビオトープ内のカスミサンショウウオも保全ゾーンの外に出にくい閉鎖的な状況になっていると考えられます。保全ゾーンには設置当初から落葉広葉樹を植樹するとともに、落ち葉や藁、枯れ木等を置き、成体が隠れる場所を確保している。20年経過した現在では、高木林が形成され、池は半日陰の状態が維持されています。

本事例では、カスミサンショウウオの産卵を確認するまでに5年間を要し、この間開発予定のある近くの自生地から10個程度の卵塊を導入していました。

こののち毎年産卵は確認されており、データとして残っている2014年から2019年の調査では年ごとにばらつきはあるものの6~12対の卵塊が確認されています。このことから設置後ビオトープには、カスミサンショウウオの雌の産卵数が1対とすれば、単純に考えて、300m<sup>2</sup>弱の保全ゾーン内に雌雄のカスミサンショウウオが6~12対（12~24個体 保全ゾーンの面積按分では0.02~0.04個体/m<sup>2</sup>）生息しているものと考えられます。



ビオトープ位置及び詳細図

図 6 三重県環境保全事業団の事例

### 3. 日本両棲類研究所の実績と助言

#### ①実績

実績	概要
裏男体地域におけるクロサンショウウオ産卵域保護事業	砂防ダム建設事業における新規繁殖用プールへの経路確保や水源確保等の基本設計、移植計画を検討。年間100対以上の卵塊が確認できる。
いろは坂ハコネサンショウウオ繁殖横断トンネル事業	ハコネサンショウウオが道路を横断する際、車両による轢殺を防止するため、道路を横断するトンネルを設計設置。
蛇尾川揚水式発電所造成工事におけるトウホクサンショウウオ保護事業	繁殖地全体の個体数保護のため、流域内の産卵卵塊の採取と保護、飼育を行った後、完成後に放流。

- これらの事例においてサンショウウオの面積あたりの生息数について明確なものはない。

#### ②助言

- カスミサンショウウオの移動範囲は□を中心に半径50～60m程度は必要と考える。
- 後背林の範囲は□から300m程度と言われている。
- 事業の実施にあたっては事前の現地調査、収集、飼育（分散飼育）、移植等の具体的な計画立案を行う必要がある
- 産卵後ふ化し、幼体、成体となったものが活動できる場所の確保が必要である。
- 開発区域との境界にオーバーハングを設置することにより、カスミサンショウウオが開発区域側に移動しないようにし、生育数を減少させない仕掛けが必要である。
- 地元との協力体制確立

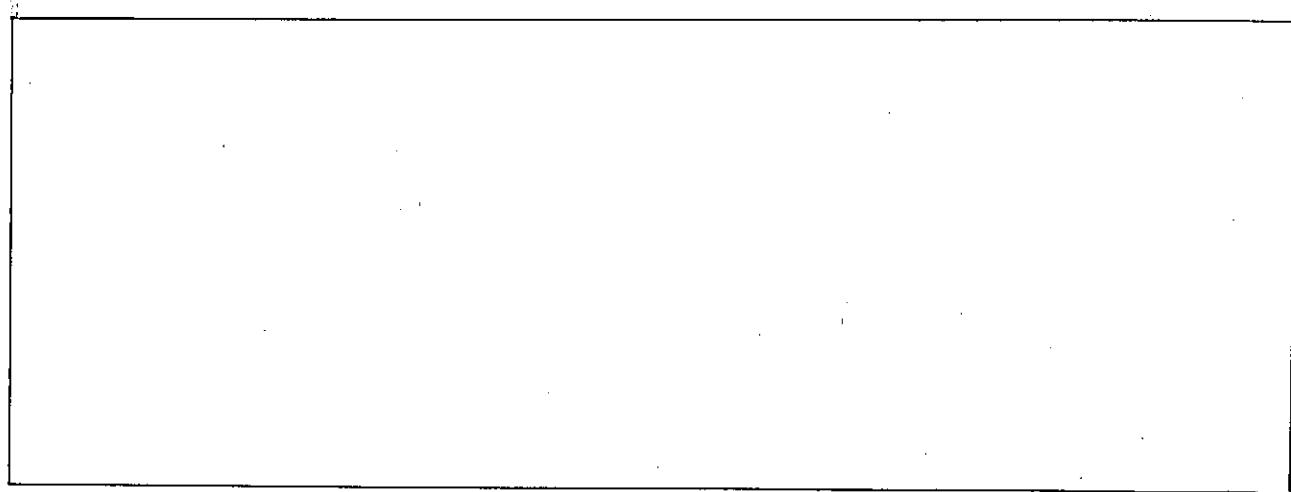


図7 日本両棲類研究所における保護・飼育の状況

### 4. 結論

既存文献による検討と三重県環境保全事業団の事例や日本両棲類研究所の実績や助言を参考とし、カスミサンショウウオの保全を実施します。

本事業においては、上記の事例や実績、助言にあるように、カスミサンショウウオの産卵場所として期待される池の浅い部分の面積は約65m<sup>2</sup>であり、幼体、成体が活動できる背後林は本事業計画に隣接する場所に限っても約7,000m<sup>2</sup>である保全池を計画しています。このことから、三重県環境保全事業団の0.02～0.04個体/m<sup>2</sup>と同等とした場合、カスミサンショウウオが定着した場合には約140～280個体の生息が期待できるものと考えられます。

また、本事業計画における保全池の背後地については、大半は事業計画地外ではありますが、用途地域は市街化調整区域であり、今後も用途の変更がない限り開発される予定はない区域であり、かつ、地元のまちづくり協議会による草刈り等の管理について協力が得られる区域です。

本事業においては、日本両棲類研究所の監修を受けながら、カスミサンショウウオの飼育と保全池への移植を行うとともに、事後モニタリングを行い、保全池周辺の生息環境を順応的に整備していくことを考えています。

### 5. 本事業におけるカスミサンショウウオ保全の実施方法

カスミサンショウウオ等の保全は日本両棲類研究所とコンサルティング契約を結び、その監修のもと以下に示す手順を事後調査計画書に反映し実施します。

#### フェーズⅠ：工事着工までに実施する内容

- 詳細現地調査、域外生育・生息場所の環境確認
- 現地での卵嚢採取活動
- 産卵数調査
- 水源の確認、水質・水量・水温調査

#### フェーズⅡ：工事着工から工事完了（約3年強）まで実施する内容

- 日本両棲類研究所関連施設（日光・京都・南九州）等における飼育の開始と移植に向けた継続飼育
- ビオトープ設置工事
- ビオトープ完成後の卵嚢移植作業
- 移植後定着（世代交代確認まで）までの管理

#### フェーズⅢ：工事完了後の事後調査で実施する内容

- 定期的な移植場所の管理（事業者と地元のまちづくり協議会との共同で実施）
- 定期的な生態調査
- イラストマーカーを用いた追跡調査

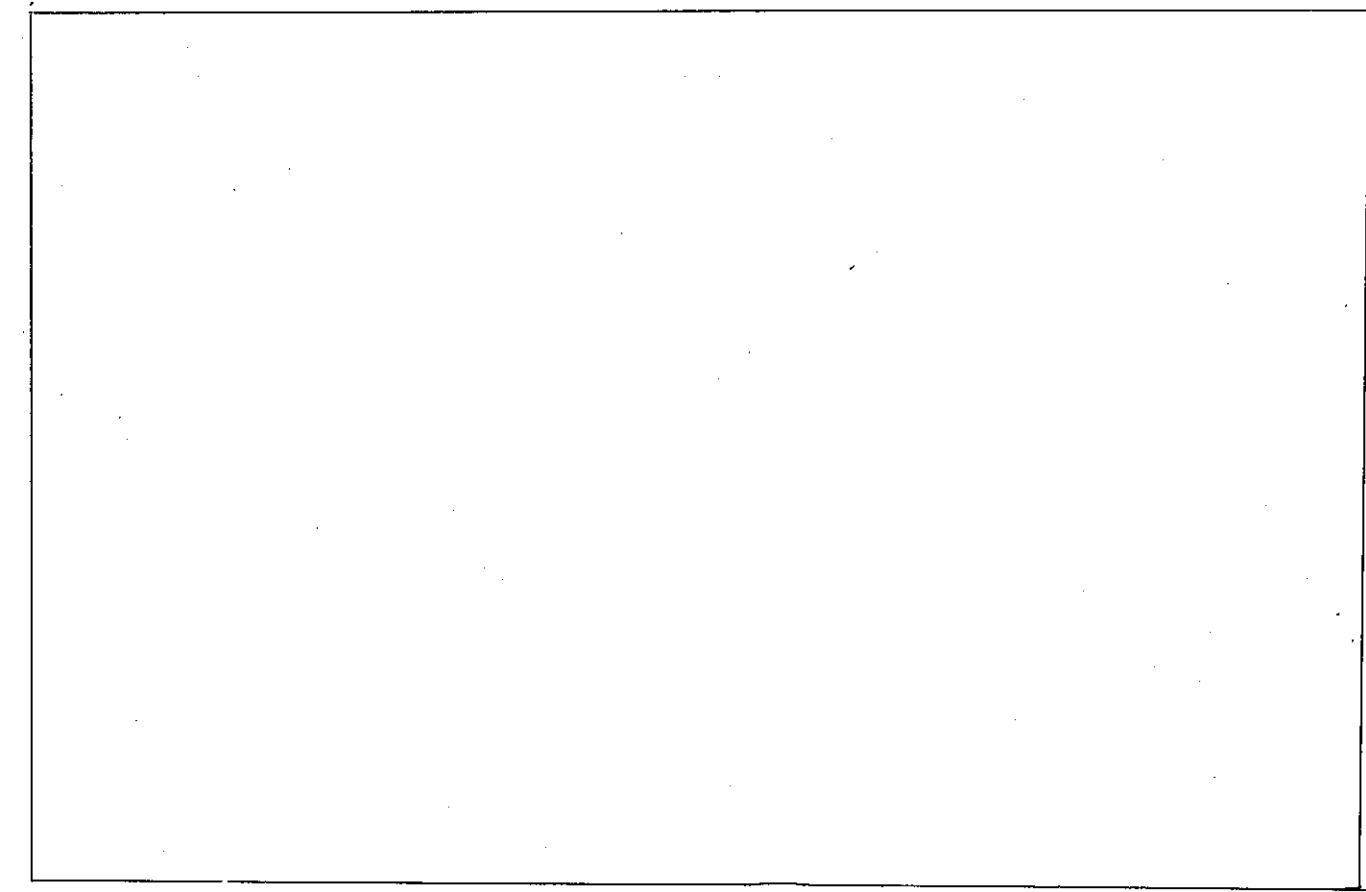


図8 保全池計画図

第187回神戸市環境影響評価審査会意見に対する補足、追加回答書

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
事業計画	「太陽と緑の道」の付け替えに関して、現状の尾根筋にある道を閉鎖し、新たに開発道路の脇の部分につけられるのだと思いますが、「太陽と緑の道」と開発道路との関係はどのようになるのでしょうか。歩道という位置づけになるのでしょうか。	開発道路部分の太陽と緑の道は、開発道路の歩道です。	追加説明資料P1～P2
	現状の道は閉鎖し、こちら側に道を付け替える理由は何でしょうか。	追加説明資料P1～2に記載のとおり、行政との協議により現計画の太陽と緑の道となりました。 付替えとなった大きな要因は、追加説明資料P2に記載のとおり、現状の位置で整備した場合、太陽と緑の道は両側が事業開発地(西側が本事業地、東側が阪神流通センター)の法面であり、尾根筋を歩くような危険な道となることや防犯上の問題があることです。	追加説明資料P2
	「太陽と緑の道」の付け替えに関して、資料3の2ページに「現状の道は人が入れないようにします」という記載があります。対応する箇所が、資料4の1-11ページの道路計画、2段落目のところだと思うのですが、ここでは「現存の道は入れないエリアとする」ということは読み取れません。また、先ほど指摘があったように、少し回り道になることもかなり大きな変更だと思いますので、この道路計画の部分でも分かりやすく記載するほうがよいのではないかでしょうか。前回の資料には「太陽と緑の道」という言葉も出ておらず、今回変更されて書かれた内容なので、そこをきちんと明記したほうがよいと思います。	追加説明資料P2に記載しています。	追加説明資料P1～P2

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
騒音	<p>資料3の4ページにおける③の表を見ると、排水性舗装が完成した直後は環境基準を満足するかもしれないが、経年により環境基準を満たさなくなってくるように思われる。単に環境基準と比較するだけでは疑問が出てくると思うので、実行可能な環境負荷の低減ができているかどうかという観点から評価をしたほうが良いと思う。</p>	<p>騒音レベルの予測については、密粒舗装じの予測のみとしました。また評価については前回資料に記載しました環境保全措置により事業者として実行可能な環境負荷低減が図れるとしています。</p>	追加説明資料 P3
	<p>10キロ圏について、他の物流拠点が10キロ圏内にない、または範囲が重複しないという考え方をどのように設定したのかを教えてほしい。対象範囲が南側に広がって神戸市の南側のエリア、西宮が含まれてくると、恐らくこの配分の比率は大きく変わってくる。南側のエリアは別の拠点が担当するので、本事業には含まなくてよい、という考え方ができるのかどうかを教えてほしい。もしST-4が南側をカバーするのだとすると、南側の範囲の取り方によっては一気に割合が増えてしまい、その一方で、ST 1 やST 2 のほうが過大に評価されている可能性がある。実態に応じてきちんと計算されたほうが騒音の予測結果が現実に近い数字になるかと思う。</p>	<p>事業者として経験的に配送車が利用する限界距離として10kmとしました。 事業計画地周辺の物流事業者にヒアリングをした結果、においても、配送車等が利用する限界距離は10kmとのことでした。 なお、騒音については、参考までに範囲を20km圏内（東は尼崎市、西は神戸市須磨区の市街地範囲を含む）についても事業所数を分配し予測を行いましたが、各地点とも10km圏内の騒音レベルと大きく変わりません。</p>	
景観	<p>壁面緑化は建物内の空調に対して良い効果があり、屋上から垂らすほうがその効果が高くなるのに、そのようにしないのはなぜなのか疑問に思う。</p> <p>また、外来種や観葉植物のようなものを使用する予定があるかどうか確認したい。</p>	<p>建物内の空調に対しての効果は、建物の大部分は空調設備が不要な倉庫部分でありエネルギー使用量はそもそも少ないものと考えます。建築物の上部に緑化を施工した場合、台風などの災害時に緑化樹の枝折れ等が発生し、道路や阪神流通業務団地等周辺施設に対し樹木片の落下等危険が生じる可能性があることから施工しないことと判断しました。</p> <p>壁面緑化には「神戸らしい緑化ガイドライン」をもとにティカカズラやカラライナジャスミン等の樹種を考えています。</p>	追加説明資料 P5

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
景観	<p>図 10.2.1(15)では、曇り空のような状態のため、非常にフィットしているように見えるのですが、恐らく青空であればくつきりしてしまうと思う。</p> <p>景観に対する影響を極力小さくしようと努力されているのですが、これだけの規模の建物をつくる場合では、どうしても限界があるという印象がある。</p>	<p>はじめに、建物の基調色について、大規模建築物でよく用いられているグレー系淡色、クリーム系淡色及びブラウン系淡色の3色に絞り検討を行いました。その結果、建物の重量感を最も感じにくいグレー系淡色としました。</p> <p>次に、複数色を用いた圧迫感の緩和を検討しました。千葉県流山市にある大規模物流施設の事例を参考に、本事業においてA案、B案、C案の3案で検討しました。その結果、建物の壁面の色合いを1/3づつ分節化することにより近距離からの視点において威圧感はA案、B案より軽減しており、植栽や緑化壁面を施工した際には最も調和するものと考えます。</p> <p>背景となる空の色との調和も重要ですが、全ての空の色に合わせるのは困難であることから、落ち着いた状況のひとつとして曇り空を背景として、追加説明資料P3~4に示すように色々な配色等を比較検討の上、C案としました。</p>	追加説明資料P4

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
植物	カスミサンショウウオについて、三重の事例を参考にされているというのは非常に説得力があると思うが、三重の事例では、湿地と連続した生育環境が広範囲かつ連續的にあります。サンショウウオというのは非常に鈍重な生き物で、1、2メートル程度の乾燥した場所があると、そこを移動できない。そういう生き物なのです。サンショウウオのためのビオトープが道路で仕切られてしまうと致命的だと思う。 大抵な個体数のぶれ幅の大きさは絶対的な個体数に左右されるため、最低限200匹以上でないと個体は保てないとよく言われている。そういうことを考えると、この面積だけで将来的に生存し続けられる個体数を維持できるの。この水域面積で維持される個体数で安定的に存続できる、と保証する根拠があれば教えてほしい。	三重県環境保全事業団では、設置の際においして後背林の面積についての検討は行われていません。ビオトープの面積は600m <sup>2</sup> であり、周囲にはビオトープ設置前から排水用にU字溝が設置されており産卵池を中心とした範囲(300m弱)の周囲を保全ゾーンとなっています。なお、保全ゾーンは外敵の侵入をできるだけ防ぐため、0.5mの高さでプラスチック製の囲いを設置しており、この範囲内でのみ成体が生息しているものと考えられます。 三重県の事例から想定すると、本事業における□周辺の隣地の面積約7,000m <sup>2</sup> から、約140～280個体の生息が期待できるものと考えられます。 また、文献資料を基にした場合、さらに多くの生態が生息可能であると考えます。	追加説明資料P6～P7
動物			
生態系	個体数をモニタリングする仕組みは何か考えていますか。また、それはどの程度の頻度で行うのか、どのような客観的手法を用いるのかについて、具体的に教えてください。	固化促進剤と混合したイラストマータグを注入し、その組み合わせにより識別します。	追加説明資料P7
	両生類は親を別のところに移植しても、大体は蜘蛛の子を散らすように逃げていなくなるというのが普通ですあり、卵や幼生を移植するというのは非常に重要なことだと思う。 しかしながら、「事業区域外なので担保はできません」で終わってしまうのは、すごい労力を払って頑張ったけど、結局焼け石に水で終わってしまうという、とても残念になる気がする。もう一步進んで何か対策はないのか。	カスミサンショウウオの保全については、日本両生類研究所の監修を受け、成体や卵嚢を採取飼育し、□に卵嚢や幼体を移植します。 □周辺には落ち葉や藁、枯れ木等を置き、成体が隠れることができる場所を確保します。 本事業計画における□の背後地については、大半は事業計画地外ではありますが、用途地域は市街化調整区域であり、今後も用途の変更がない限り開発される予定はないと考えられます。	追加説明資料P7